

2022年度 入門講義 法律

作成者 紺野 健彦

第一部 法律入門

1 憲法とは…

憲法は、国民の基本的な権利（人権）や国の統治の在り方について定めた「**国家の基本法**」である。

「日本国憲法」（全103条）は、大きく3つの分野から構成される。

- ・総論部分：前文・天皇（1～8条）・戦争放棄（9条）・憲法改正（96条）について規定
- ・**基本的人権**：憲法上、国民に保障された権利（10～40条）を規定
- ・**統治**：国会（41～64条）・内閣（65～75条）・司法（76～82条）・財政（83～91条）・地方自治（92～95条）などの**組織・制度について規定**（41～95条）

2 憲法の位置づけ

憲法は、**国の最高法規**で国家の基本法である。

法の効力：憲法 > 条約 > 法律（国会が制定） > 命令（国の行政機関が制定） > 条例（地方公共団体の議会が制定）

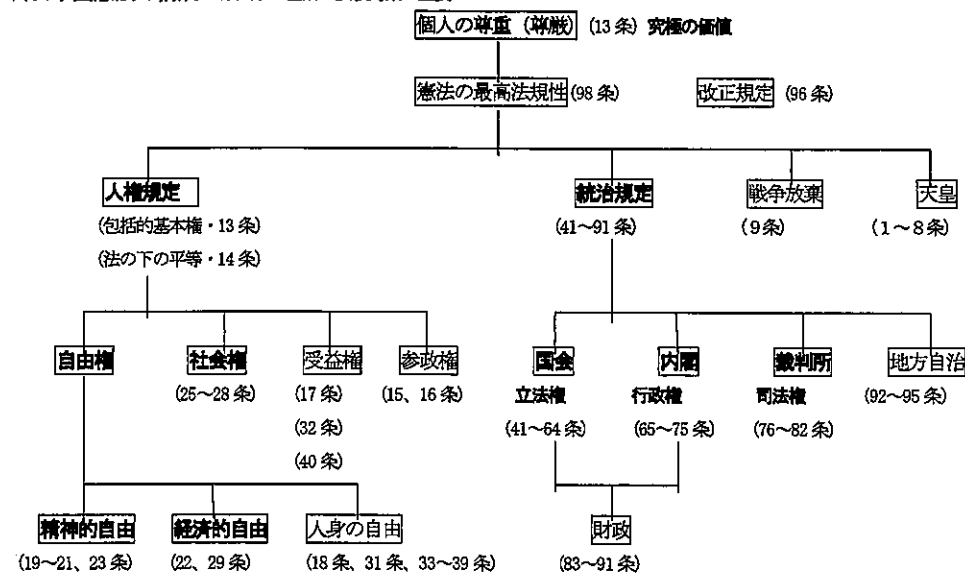
日本国憲法98条1項

「この憲法は、**国の最高法規**であって、その条規に反する法律、詔勅及び國務に関するその他の行為の全部または一部は、**その効力を有しない**」

例) 女性専業主婦法（法律）→ 憲法14条（法の下での平等）に反し（**違憲**）、無効（認めない）

※憲法が法の中で一番強い。よって、憲法の規定に反する、矛盾する法律や命令等は無効。「女性専業主婦法」という法律自体は国会で定めることは可能（原則として、衆議院、参議院で出席者の過半数の賛成で成立）だが、憲法14条の「法の下での平等（性別で差別してはいけない）」に明らかに反する内容なので、このような法律を制定しても無効（法として認められない）。

★日本国憲法の構成 ※太字の箇所が試験対策上重要



3 日本国憲法の特徴

憲法とは国家権力を拘束して、国民の権利・自由を守る基本法をいう。

→国家権力は「憲法」に拘束され、国家権力は「憲法」に従って行使されなければならない（**立憲主義**）。

4 基本的人権の分類

基本的人権とは日本国憲法で保障された権利のことで、10～40条に規定されている。

※基本的人権は憲法上認められた権利なので、**原則として国家に対して主張できる**。→注意！

◎人権の種類 ※しっかり目を通して下さい。

人権の性質	人権の種類
基本的人権の原則・規定	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的人権の本質（11条） ・権利・自由に伴う義務と責任（12条） ◎権利の保障と公共の福祉による限界、幸福追求権（13条） ◎法の下での平等（14条）
◎自由権 → 国家の干渉の排除を求める権利をいう	<ul style="list-style-type: none"> ◎【精神的自由権】※判例頻出（特に2番目と3番目） ・思想・良心の自由（19条） ◎信教の自由（20条）→「政教分離原則」制度を保障 ◎集会・結社・表現の自由・検閲の禁止（21条） ・学問の自由（23条）→「大学の自治」制度を保障 【経済的自由権】 ・居住、移転の自由（22条） ◎職業選択の自由（22条）※職業選択の自由（職業的自由）含む ◎財産権（29条）→「私有財産制度」を保障 【身体的自由権】（人身の自由） ・奴隷的拘束・苦役からの自由（18条） ・刑事裁判の基本原則（31条・39条） ・被疑者、被告人の権利（33～38条）
受益権（ 国務請求権 ） →国家に対し、基本的人権が侵害された際に、 救済行為を要求できる権利	<ul style="list-style-type: none"> ・請願権（16条） ・国家賠償請求権（17条）→「国家賠償法（全6条）」で具体化 ・裁判を受ける権利（32条） ・刑事補償請求権（40条）
◎参政権 → 国民が政治に参加する権利 （外国人には保証されない権利）	<ul style="list-style-type: none"> ・公務員の選定罷免権（15条）※「成年者」による普通選挙を保障 ・憲法改正に対する国民投票権（96条） ・地方特別法に対する住民投票権（95条） ・地方公共団体の長、議会の議員等の選挙権（93条）
◎社会権 →国民が国家に対して、 諸条件の確保を国に求める権利	<ul style="list-style-type: none"> ◎生存権（25条）→生活保護などの実施 ・教育を受ける権利（26条）※義務教育の無償 ・勤労の権利（27条） →労働三権：「団結権」「団体交渉権」「団体行動権（争議権）」
国民の義務	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに教育を受けさせる義務（26条） ・勤労の義務（27条） ・納税の義務（30条）

※法律や条例などは、国民や住民に義務を課することが多い。他方、憲法（人権規定）は、「国民」に対して、さまざまな権利を保障し、「国家」に対して、さまざまな義務を課す法である。

5 権力分立

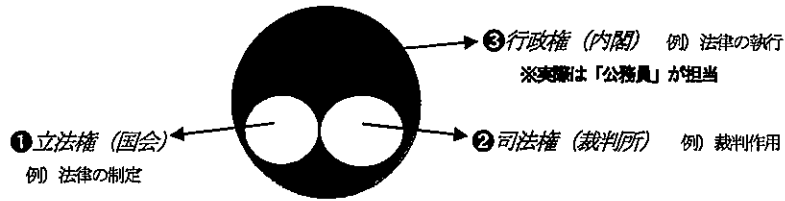
日本国憲法は、国民に対して基本的人権を保障している 例) 信教の自由、表現の自由など



この人権を国家が不当に侵害しないように、憲法は国家権力を制限するために国家権力を三権(立法権・行政権・司法権)に分け(権力分立・三権分立)、それぞれの組織や制度について規定している。

- ①立法権(国会) = 一般的抽象的な法規範(法律)を制定する作用 ※憲法41~64条
- ②司法権(裁判所) = 具体的な争訟事件につき、法を適用して解決する作用 ※憲法65~75条
- ③行政権(内閣) = 国家の作用—立法権+司法権(控除) ※憲法76~82条

国家の作用(権力分立)



6 行政について

(1) 行政の役割—法律の執行とは?

「法律の執行」とは、憲法及び法律が目的とするところを実現するために必要な措置を講ずることをいう。

⇒国民の代表である「国会」(立法府)が制定した法律の内容を、「内閣」(行政府)が実現する。

★法律の執行の具体例

<税金を徴収するケース>

憲法30条「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う」(納税の義務)。



憲法30条を受けて、国会は各種の税に関する法律(地方税法、消費税法など)を制定(税納税の基準や徴税の方法などを規定)。



行政(国・都道府県・市区町村)は、税法の規定に基づき、国民に対して課税処分を実施する。



課税処分により、国民は納税の義務を負うこととなり、これを履行することで国は税金を確保する。

※憲法・法律の目的を実現

<生活保護を支給するケース>

憲法25条1項「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」(生存権を保障)。



憲法25条を受けて、国会は、生活保護法など生存権を保障するための各種の法律を制定(憲法25条の生存権を具体化。誰に、どのような内容を、どの程度保障するかを具体的に規定)。



生活に困窮している人は、行政(市区町村)に生活保護の申請(お願いをすること)を行なう。



※これが法律の執行。憲法・法律の目的を実現

行政機関は、申請者が生活保護の受給対象者としての要件を備えているか否かを審査・検討し、要件が具備されていると認められれば、具体的な支給額を決定し、生活保護のための金銭を支給する。

(2) 行政はどのような活動を行なうのか?

I 給付行政(授益行政)

国民の福祉の実現・増進の目的から、国民に財、役務、情報等の給付をする行政活動をいう。

例) 生活保護の支給・子育て支援・補助金の交付・道路や公園等の整備・学校教育施設の拡充など

II 規制行政(侵害行政)

社会秩序の維持・危険防止の目的から、私人の権利・自由に対して規制を加える行政活動をいう。

例) 税金の徴収(課税処分)・営業免許の取消し、停止処分・交通違反の取り締まり・違法建築物の除却命令など

今回の講義の確認テスト

○×問題

- 1 法と道徳は共に人間の良心に代表される内心の意思を規律する規範である ()
- 2 法も道徳も共に規範として強制力を承認している ()
- 3 慣習法は、既存の慣習を法理として明文化したものである ()
- 4 憲法と法律には、上下関係があり、制定の仕方においても違いがある。 ()
- 5 日本国憲法の改正は、衆参両議院で出席議員の3分の2以上の賛成で国会がこれを発議し、国民投票において過半数の賛成を必要とする。 ()
- 6 日本国憲法は、国民主権主義、基本的人権の保障及び三権分立の3つを基本原理としている。 ()
- 7 自由権は、社会国家思想が支配的になってきた現代資本主義諸国の憲法で、新しく保障されるに至った人権である。 ()
- 8 自由権の保障は、国家権力の消極的な不干涉(国家が干渉しないということ)によって実現されるものである。 ()
- 9 参政権(例・選挙権)は、日本に在留する外国人にも等しく保障される。 ()
- 10 たとえ国会の両議院の全議員が賛成してできた法律であっても、その法律が憲法の規定に矛盾、抵触する場合には当該法律の効力は認められない。 ()

／10

解答

- 1 × 法は人間の外的な行為を規律する
- 2 × 道徳は強制力をもたない
- 3 × 慣習法は不文法である
- 4 ○ 憲法は国民が制定するのに対し、法律は国会が制定するものである。また、憲法の方が効力が強い。
- 5 × 「出席」議員ではなく、「総」議員の3分の2である。引っ掛けに注意!
- 6 × 三権分立ではなく、「平和主義(戦争放棄)」である。民間企業の筆記試験でも聞かれたことがある。
- 7 × 自由権ではなく、社会権である。社会権は社会的、経済的弱者を救済しようとする国家観(福祉国家)の中で生まれた権利である。社会権の代表は生存権(憲法25条)である。
- 8 ○ 自由権は国家からの干渉の排除を求める権利である。よって、自由権は国家の不干涉(国家が干渉しないこと)によって実現されるものであるということが出来る。
- 9 × 参政権は外国人には保証されない。参政権、例えば国政参政権は国の政治を動かす国会議員を選挙する権利であるが、国民主権(国の政治の在り方は国民自身が決めるということ)の見地から、日本国民のみに保障されるべきだからである。
- 10 ○ 憲法は国の最高法規であり、憲法の規定に矛盾する法律、命令等はその効力を有しない。

★入門講義、お疲れさまでした(^^) 公務員試験は受験科目が多く覚えることも多く大変ですが、先は長いので焦らず慌てずにじっくりと頑張ってください!

第2部 公務員試験について

1 公務員の魅力

(1) 人のために働ける、社会のために貢献できる。→「公益の実現」に最前線で貢献する！

社会が抱えるさまざまな諸問題に取り組める。国や地域、国民や地域の住民のために貢献できる。

(2) 充実した研修制度がある。→「未来の大器」をじっくり育てる！

職場内外の研修以外にも、語学研修、国内・国外の大学院への派遣、他省庁、官公庁への出向、民間企業での派遣などがある。特に国家公務員や警視庁の警察官は充実している。

(3) 勤務条件、職場環境が充実している。まじめで優しく種やかな人が多い。→安心安定の将来設計！

福利厚生施設（公務員宿舎、宿泊施設など）の充実、育児休暇など。安定した昇給・ボーナスの支給など。

(4) 職員採用に際して実力主義である。→自身の力（頭と腕と口）で合格をつかみ取る！

学歴、学歴、経歴（新卒・既卒）などはほとんど関係にならない。ガチンコ勝負の実力の世界である。

2 公務員の種類・主な試験内容 ※②の試験実施日は2019年度による。

(1) 国家公務員

①採用方法

省庁別採用（以下の官庁のどこかに採用され、所属する）

→会計検査院・人事院・内閣府・金融庁・警察庁・防衛省・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省など

②主な試験内容 ※国家総合職と国家一般職は、2次試験の面接とは別に、「官庁訪問」（省庁別の採用面接のこと）がある。

・**国家総合職**（職種：政治国際、法律、経済、人間科学、工学、化学など）※4月28日実施

→本省採用（例・文部科学省、経済産業省）が中心。将来の幹部候補。全国転勤、海外もあり得る。

・**国家一般職**（職種：行政・機械・土木・建築・物理・化学・農学など）※6月16日実施

→本省採用と出先採用（例・さいたま職業安定局、東京税関、大阪入管など）がある。行政の場合は、北海道・東北・関東甲信越・中部・近畿・四国・九州・沖縄の区分で試験が実施される。

・**国税専門官**、**財務専門官**、**労働基準監督官** ※6月9日実施

→いわゆる「国家専門職」。国税専門官は国税局や税務署で、税金に関する調査、検査、指導などを行う専門職で研修制度が充実している。また、女性の採用に積極的である。合格者も多く（約3000人）、易化傾向にある。

・**裁判所職員（裁判所事務官・家庭裁判所調査官補）**（総合職・一般職）※5月12日実施

→各裁判所や家庭裁判所に配属される。家庭裁判所調査官補は総合職のみで難関の試験である。

※他に「外務省専門職員」、「航空管制官」、「防衛省専門職員」、「国会図書館職員」、「衆議院事務局職員」、「参議院事務局職員」、「法務省専門職員（矯正心理専門職・法務教官）」、「皇宮護衛官」、「入国管理官」などの採用試験が存在する。

(2) 地方公務員

①採用方法

都道府県、市区町村別採用。※警察官は都道府県、消防官は市町村で採用・配属される。

②主な試験内容

・**道府県（地方上級）** ※6月23日（A日程）が中心（北海道の一般行政は5月と9月に実施）

・**東京都** ※6月5日実施

→I類A、I類B一般方式（行政・土木・建築・機械・電気など）、I類B新方式（行政・土木）

※専門科目が記述式（I類B一般方式の行政は10科目中3科目選択）である。I類B新方式（行政）は専門科目がない。

・**東京23区特別区**※6月5日実施。採用は23区別（最終合格後に江戸川区を除く各区ごとの採用面接あり）

→I類一般方式（事務、福祉、衛星監視（化学）、土木、機械、心理など）、I類土木・建築新方式

※採用数、合格者数が多い（約2000人）。女性も2次面接で落ちる人が少ない。教養論文の対策が不可欠（ウェイト高い！）

・**政令指定都市**※6月23日（A日程）が中心。一部を除いて、府県と政令市は試験日が同じ

→人口50万人以上の都市（札幌市、仙台市、千葉市、さいたま市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市、岡山市、相模原市、熊本市）

・**政令市以外の市町村**

→主に、**A日程**（6月第4日曜日実施）、**B日程**（7月第4日曜日実施）、**C日程**（9月第3日曜日実施）で実施されるが、これ以外の日程で実施する市町村も少なくない（1月採用など）。

※詳細は「受験ジャーナル市役所特集」（実務教育出版）、各市町村のHP等で、日程・試験内容等について調べておくこと。

※市役所は、①「教養科目のみ」、②「教養科目」＋「専門科目」、③「専門科目のみ」がある。また、これ以外にも民間企業のような試験形態（SPI試験、適性試験など）を実施する市町村も近年増えている。←注意！

・**警察官** ※5月、7月実施が多い。警視庁は5月4日実施。2回以上受験できるところもある。

→都道府県別採用（警視庁と各都道府県警）。警察官と警察事務がある。警察官は「教養科目のみ」がほとんどだが、警察事務は「教養科目」＋「専門科目」を課しているところが多い。

警察官試験では、「教養科目」以外に論作文、適性検査、身体・体力検査を課される。

・**消防官** ※試験日程は市役所試験と同時に実施するところが多い。東京消防庁は5月26日実施

→市町村別採用。東京消防庁はI類・II類（消防官）以外に少数だが「専門系」や「I類・II類事務」も募集している。

消防官試験では、一部の自治体を除いて「教養科目」のみがほとんどである。東京消防庁は自然科学からの出題が多い。筆記試験は警察官より難し。「教養試験」以外に論文試験、適性試験、身体・体力検査などがある。

3 公務員の職種 ※受験生は受験（例・埼玉県）するにあたって、以下の職種から一つを選んで受験する。

①行政職（事務職）

特徴・採用が多い。国家・地方公務員を問わず、ほぼどこでも採用がある。

・専門科目は法律・政治・経済が中心であるが、どの学部・学科からでも受験可能である。

・倍率が高い。勉強量もそれなりに要求される。しつやる公務員試験対策の受験勉強が不可欠である。

（例・法学部に在籍→当然に公務員試験の憲法の問題が解けるわけではない。）

・幅広い業務に携われる（特に地方公務員）。一部を除き、他の職種よりも昇進・出世しやすい。

②技術職（主な採用区分：土木・建築・機械・化学・農学・薬学・水産・畜産・造園・林学など）

特徴・理系の学部・学科の出身者が採用の対象となる。

・大学で学んだ知識を生かしやすい。

・行政職（事務職）に比べると倍率が低い。※一部を除いて2倍前後が多い（行政職は6倍前後が多い）。

・専門科目は大学で学んでいる科目なので、行政職の受験に比べて勉強の負担が軽い。専門科目については、大学の講義を中心に十年明け前後から過去問で乗り切ること十分に可能である。

・採用が少ない（割と土木職は多いが…）。区分によっては採用自体がない場合もある（特に市町村）。

③福祉職・心理職

特徴・大学で学んだ知識を生かしやすい。行政職に比べると倍率低く、専門科目は勉強の負担も軽い。

・福祉職は特別区、横浜市は採用が多いが、採用している受験先は少ない（国家総合だと人間科学区分）。

④資格免許職（保育士、図書館司書など）※II類、地方中級という形で、秋以降に実施されることが多い。

特徴・②技術職、③福祉職の特徴がほぼあてはまる。

⑤公安職（警察官・消防官・自衛官）

特徴・警察官は筆記試験のハードルはそれほど高くない。その分、面接はけっこう大変である（論作文も大事！）。

・消防官は全体的に警察官よりは筆記試験のハードルは高い。東京消防庁は自然科学からの出題が多い。

⑥その他（国立大学法人など）※7月7日実施

特徴・国立大学（例・東大、横浜国大、埼玉大など）や研究機関等の職員を採用する試験である。
→採用区分は事務、図書、電気、機械、土木、建築、化学、物理、資源工学、農学、林学、生物・生命科学
・1次試験は「教養科目」のみ、2次試験は国立大学法人等ごとに面接を実施。事務以外は「専門試験」を実施される場合がある。

4 公務員試験の出題科目

(1)筆記試験（五肢択一式のマークシート試験が中心）※出題科目・出題数・試験時間は受験先により異なる。

①教養科目 ※全職種共通問題

知能系 ※国家総合職・一般職、東京都、特別区はウェイトが高い。
○文章理解（英文・現代文）
○数的処理（判断推理・数的推理・空間把握・資料解釈）→ヤマ！ 出題数も多い
知識系 ※全問必須解答と選択解答のところがある。
・社会科学（政治・法律・経済・社会）
・人文科学（日本史・世界史・地理・文学芸術・思想・国語）
・自然科学（数学・物理・化学・生物・地学）
○時事（社会事情）→東京都は出題多い（6問）、論文や集団討論、面接でも聞かれることがある。

②専門科目 ※職種ごとに異なる。以下は行政職（事務職）の内容である。

法律系
○憲法、○行政法、○民法が中心。+刑法、労働法、商法、国際法などを出題するところがある。
経済系
○経済学（ミクロ経済・マクロ経済）、○財政学が中心。+経済政策、経済事情、経済史などを出題するところがある。→経済がヤマ！ 出題数も多い（特に国家一般職、特別区、地方上級関東型など）
行政系（学系）
○政治学、○行政学、社会学、経営学が中心。+社会政策、国際関係、社会・労働事情などを出題するところがある。→筆記が中心！短期間で合格レベルに持っている。
その他

英語、会計学、心理学、教育学などを出題する受験先もある（例・国家一般、国税専門官）
※受験先により、全問必須解答（地方上級全国型、市役所など）、選択解答（例・50問中40問を選択する：地方上級関東型・中部北陸型、特別区など）、科目別選択（例・16科目から8科目を選択する：国家一般職、国税専門官など）がある。
※近年、上記②以外にも民間企業で実施されるような試験（SPI、適性試験）を課す自治体（特に市役所）が増えている。

(2)論文・作文 ※1次試験で実施する場合（東京都、特別区など）と2次試験で実施する場合（国家、埼玉県など）がある。

(3)人物試験 ※近年重視の傾向！ 通常は1～2回だが、市役所の中には3回以上実施するところもある。

○個別面接はどこでもある。+集団面接、○集団討論。他にプレゼンテーションやグループワークなどを実施するところもある。

(4)適性試験

性格適性検査、クレペリン検査など

～自己紹介～

名前 : 紺野 健彦 (こんの けんいち)
担当科目 : 法律系科目（憲法・行政法・民法）、行政学、社会科学、論作文、面接対策などを担当
講師歴 : 10年以上
出身 : 埼玉県さいたま市出身。現在は桜新町（おはぎと「サザエさん」の街で有名）に在住。
趣味 : 食べ歩き、カフェ巡り、海外旅行、野球（大の巨人ファン。大学、高校野球も大好き）、サッカー（浦和レッズと日本代表を応援）、大相撲観戦、ディズニーランド（好きなキャラはダンボ）、カラオケ（年に1回オールします）、歴史（かなりの歴オタ）、facebookなど
関心事項 : 雇用問題、災害対策、今後の埼玉県、さいたま市の発展など
好きな言葉 : 「我が道一つをもって是を貫く」、「無理は人の心が作り出すもの」
経歴 : 在学中に公務員試験に合格し、数年間公務員として勤務。国家I種（現・総合職）の法律職、II種（現・一般職）、埼玉県地方上級に最終合格。退職後は、公務員の受験経験、実務経験を活かして公務員試験対策の講義および受験指導などに携わり現在に至る。

講師を始めたいきっかけ

：漠然とはあるが、高校生の頃から塾の先生になりたいと思っていた。そう思ったのは、大学受験のときにすごくお世話になった塾の先生の影響を強く受けたことによる。中学時代に落ちこぼれて、いわゆる「進学校」ではない高校に進学した自分をその先生は見下したり、出来ない決めつけずに本気で合格させようとして引っぱり下された。その先生のように、目標に向かって頑張っている受験生を全力でバックアップしたいと思い、受験指導を始めて現在に至っている。

公務員をめざした理由

：大学入学後は外交官になりたいという漠然とした思いはあったものの、特に明確な将来設計もなくサークルの運営、アルバイト等に明け暮れていたが、大学3年生のときに埼玉県が主催した「埼玉県青年洋上大学」（船で中国を訪問し、中国の大学生、社会人たちと交流）に参加した際に、県の国際交流課の職員たちの奮闘振りを見て感銘を受けて公務員の道をめざすことにした。

最後に…：公務員試験に合格するために必要なのは、才能やいわゆる自頭の良さではありません。また、出身大学がどこか、学部がどこか、新卒か既卒であるかも関係ありません。

公務員試験は努力が報われる試験です。

①「絶対合格するぞ！」という強い思いを持ち続けること。

→自分自身を過少評価しない、最初から無理だと思わない、目標を高く持つこと！

②「受験」勉強をすること。

→出題傾向や問題のクセを把握する、試験に必要な情報を収集する、問題を解く力や必要な知識をインプットする時間を取るなど（講義に出るだけ、きれいなノート作りだけで満足しないこと！）

③受験勉強を一定期間続けていく「継続性」

→特に、③の継続性はとて一番大事だと言えるでしょう（公務員試験に限らず、何事も続けることは容易ではありませんが、物事を成すためには必要不可欠な要素です）。

以上の3つがあれば、必ず合格への扉は開かれます。

コロナ禍もあって大変ですが、最終合格を目指して一歩ずつ頑張っていきましょう！